



平成27年4月28日

各位

会社名 株式会社イトーキ
代表者名 代表取締役社長 平井 嘉朗
(コード番号 7972 東証1部)
問合せ先 常務執行役員 管理本部長
森谷 仁昭
(TEL. 総務部 03-5543-1711)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定は「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることに伴うものであり、改定後の内容は下記のとおりです。

記

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について基本方針を以下のとおり定める。

1. **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**（会社法第362条第4項第6号）
 - ①法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
 - ②「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
 - ③監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - ①取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。

②「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティポリシー」等を制定し、適切な情報管理に努める。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号及び第100条第1項第5号）

- ①「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- ②社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的な見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。
- ③リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
- ④内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ①取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を毎月1回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
- ②執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- ③全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
- ④「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ①使用人に対しても取締役に関する1項①と同様の推進に努める。
- ②コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
- ③コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- ④コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。
- ⑤社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- ①子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
- ②子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
- ③当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。

- ④当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- ⑤連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

8. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

10. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号)

使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

11. 監査役の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

12. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ①常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べなければならない。
- ②取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- ③取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- ④子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速や

かに監査役へ報告を行う。

13. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

14. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。

15. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ①監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ②監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

以 上